

働き方改革関連法による労働基準法の改正により、時間外労働の上限が法律に規定され、36協定の締結方法が変わりました。

この時間外労働の上限規制は、2019年4月1日（中小企業は2020年4月1日）以後の期間のみを定めた36協定に対して適用されます。

■以下の事業・業務については、上限規制の適用が5年間猶予されます。

- 建設事業



- 自動車運転の業務
- 医師
- 新技術・新商品等の研究開発業務については、上限規制の適用が除外されています。

監督署に届け出られた36協定の中には、協定事項の一部が記載されていないものや、協定内容が法律に適合しないもの等が見受けられます。このような不適正な36協定の場合、有効な36協定とはならず、法違反となる可

能性があります。貴社の36協定が適正に締結されたものとなっていないか、ご確認をお願いします。

- 1、36協定の協定事項（様式第9号）
 - 協定すべき事項は以下のとおりです。
 - ①時間外労働・休日労働をさせることができる場合
 - ②時間外労働・休日労働をさせる必要のある労働者の範囲（業務の種類、労働者数）
 - ③対象期間（1年間）とその起算日
 - ④1日、1か月、1年について、延長して労働させることができる時間
 - ⑤労働させることができる休日の日数
 - ⑥有効期間
 - ⑦時間外労働+休日労働の合計時間数が1か月100時間未満、2ヶ月

- 2、特別条項を定める場合の協定事項（様式第9号の2）
 - 臨時的に限度時間を超える労働について協定する場合には、協定すべき事項は以下のとおりです。
 - ①1か月の時間外労働+休日労働の合計時間数（100時間未満）
 - ②1年の時間外労働時間（720時間以内）
 - ③限度時間を超えることができる月数（1年について6か月以内とする）
 - ④臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合
 - ⑤限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保する

ための措置

- ⑥限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
- ⑦限度時間を超えて労働させる場合における手続（例・労働者代表者に対する事前申し入れ、労使協議等）

3、36協定が不適正となっているもの例

- (1)協定の当事者（労働者側）の記載がないもの（最も多くなっています）
 - ①職名の記載がないもの
 - 労働者の職名を記載してください。
 - 記載例…「営業係長」、「製造主任」、「接客係」、「介護係」等
 - 特段の職名がない場合には、部署名のみ記載ではなく「一般社員」、「パートタイマー」、「アルバイト」等を記載してください。
 - 管理監督者の地位にあるものは労働者代表とすることはできません。

②選出方法の記載がないもの

○36協定を締結する都度、36協定を締結する者を選出することを明らかにした上で、投票、挙手等の方法で選出してください。

○使用者による指名や、使用者の意向に基づく選出は認められません。不適切な選出の例…「会社による指名」、「社員親睦会の代表が自動的に選出」

(2)1か月の時間外労働+休日労働の合計時間数(延長時間)を「100時間未満」と協定しているもの

○36協定において定める延長時間数は、具体的な時間数として協定しなければなりません。

「100時間未満」と協定することは、具体的な延長時間数を協定したものとは認められないため、有効な36協定とはなりません。

※厚生労働省ホームページ掲載の「改正労働基準法に関するQ&A」の2-28を参照してください。

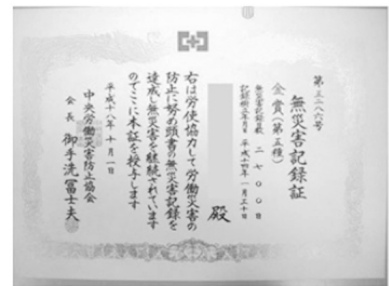
(3)時間外労働+休日労働の合計が月100時間未満、2ヶ月平均80時間以内を満たすことのチェックがないもの(チェックボックスにチェックがないもの)

○特別条項の有無や時間外労働時間数等の協定内容にかかわらず、必ず協定しなければならぬ事項です。チェックボックスへのチェックが必要となります。

※36協定は、常時、各作業場の見やすい場所への掲示や、書面を交付する等の方法により、労働者に周知してください。

無災害記録証授与制度のご案内

無災害記録証授与制度には、厚生労働省が行う「無災害記録証授与制度」と、中央労働災害防止協会が行う「中小企業無災害記録証授与制度」の2種類があります。それぞれ業種と従業員規模により無災害記録時間や日数が決められています。詳細は次の通りです。



中央労働災害防止協会ホームページより

①無災害記録証授与制度

厚生労働省では、一定の期間において労働災害を発生させなかった事業場に対して、無災害記録証を授与しています。これは無災害であった労働時間数に応じて、第1種から第5種まで5段階の無災害記録証を授与できる制度で、事業場からの申請に基づいて厚生労働省労働基準局長名の無災害記録証が授与されます。無災害であった労働時間数は業種によって異なることのほか、労働者数が100名未満か、以上であるかによっても異なります。

申請・お問い合わせは、名古屋北労働基準監督署安全衛生課(☎052-961-8654)まで。

②中小企業無災害記録証授与制度

中央労働災害防止協会(中災防)では、中小企業が自主的に安全衛生活動を進める上での目標となるよう「中小企業無災害記録証授与制度」を設けています。表彰の対象となる事業場は、中小企業に属し、労働者が10人以上100人未満の事業場です。無災害記録日数は事業場の業種と労働者数によって定められています。記録は第1種から第5種までの5段階あります。

申請・お問い合わせは、中央労働災害防止協会愛知県支部(☎052-221-1439)まで。

事業場のみなさまにおかれましては、安全意識の向上・継続のためにもぜひこの制度をご利用下さい。表彰対象事業場の基準については、当協会事業企画推進部(☎052-961-3655)にてご案内いたします。